

恵信りほくケアセンター
(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

重要事項説明書

1 運営方針

- (1)事業所及び事業所の従業者は、常に利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者と対等の立場に立ってサービスを提供します。
- (2)事業所及び事業所の従業者は、明るく家庭的な雰囲気の中、地域と家庭との連携を重視した運営を心がけ、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業所及び介護保険施設等との密接な連携を図っていきます。

2 事業所の概要

(1)名称等

名 称	恵信りほくケアセンター
種類	併設型ユニット型(介護予防)短期入所生活介護
管理者	毛利 成昭
所在地	〒400-0106 山梨県甲斐市岩森1170-1
TEL / FAX	0551-28-8850 / 0551-28-8851
事業所番号	1971700883

(2)設備内容

定 員	18名(1ユニット9名)
居 室	18室(全室個室)
共同生活室	2ヶ所(各ユニット)
浴 室	一般浴室・特殊浴室・個人浴室

(3)職員体制

管理者	1名(常勤兼務)
看護職員	1名以上(常勤専従)
介護職員	6名以上(常勤専従・各ユニット3名以上)
生活相談員	1名以上(常勤専従)
管理栄養士	1名以上(常勤兼務)
機能訓練指導員	1名以上(常勤兼務)

3 利用料金

	区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		基本料金	529	656	704	772	847	918
介護・予防給付対象費用 (1割負担額)	加算	※送迎		片道		184円		
		サービス提供体制強化		(I) 1日		22円		
		※療養食		1回		8円		
		看護体制 (要介護のみ)	(III)イ 1日			12円		
			(IV) イ 1日			23円		
		※医療連携強化加算		1日		58円		
		※緊急短期入所受入加算		1日(7~14日間)		90円		
		※若年性認知症 利用者受入		1日		120円		
		※認知症行動・ 心理症状緊急対応		1日		200円		
		※生活機能向上連携加算		(II)1月		200円		
		介護職員等処遇改善加算		1日		(a)		
その他の費用 (実費)		食費(3食・おやつ付)		1,952円(朝524円・昼714円・夕714円)				
		滞在費		1日		1,728円		
		※ 家電製品持込電気料 (CATV受信料込)		1日		110円		
		※ テレビレンタル代 (CATV受信料込)		1日		220円		
		※ 理美容代		希望者		実 費		
		※ 教養娯楽費		該当者		実 費		
		※ 日常生活上必要となる諸費用		該当者		実 費		
		※ 利用者の希望等に応じて提供し、 利用者が負担するとことが適当と認められるもの		該当者		実 費		
		※ 通常の実施地域以外からの送迎		該当者		30円/1km		
		その他		必要に応じて、適時実費請求いたします				

・※該当者から徴収

・(a):基本サービス費に各種加算を加えた合計に加算率14%乗じた金額

・介護・予防給付対象費用は、「介護保険負担割合証」の割合となります(「負担割合証」の提示をお願いします)。

・利用月の末日で締め、翌月10日前後に請求書を発行いたします。

・請求書を確認の上、25日までに下記の支払方法にてお支払下さい。 ◎詳細、不明な点はお気軽にお尋ね下さい。

◎支払方法 : ①預貯金口座振替(梨北農業協同組合・山梨中央銀行 等) ②銀行口座振込 ③窓口支払

* やむを得ない理由以外、①②の支払い方法でお願いしています。

* 口座振込の手数料は、利用者負担となります。

* 口座振替日は20日になります(金融機関休日の場合は翌日)(＊26日振替の金融機関あり)。

4 提供するサービス内容 (基本的には、居宅サービス計画書に沿ったサービスを提供します)

①健康チェック ・日々の健康管理(血圧、体温測定等)を行っていきます

②入浴サービス ・身体状況等に応じて安全かつ快適な方法を考慮し、入浴していただきます

【入浴形態】一般浴槽・機械浴槽・個人浴槽・清拭等

【入浴日等】基本的には、週2回の入浴となります(滞在期間により回数の変更有)

- ③食事サービス
 - ・当事業では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します(療養食対応あり)
 - ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて提供することを原則としています
 - 【食事提供時間】朝:8時 昼:12時 おやつ:3時 夕:6時
- ④機能訓練
 - ・身体状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を、必要に応じて生活の中等で取り入れていきます
- ⑤レクリエーション
 - ・機能訓練等をかね、楽しいレクリエーションを行っていきます
- ⑥送迎サービス
 - ・希望により行います。通常事業実施地域内は184円(片道)の負担です(外は30円/1kmの実費)
- ⑦その他
 - ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します
 - ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します
 - ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します
 - ・排泄の自立を促すよう利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います

5 サービスの利用に関して

(1)サービス中止、変更、追加

利用予定期間の前に利用者等の都合により、サービスの利用を中止、変更もしくは新たなサービスを追加する事が出来ます。

この場合にはサービス実施前日までに事業者に申し出て下さい。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になっての利用中止の場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります(但し利用者の体調不良等、正当な事由がある場合はこの限りではありません)。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10%

利用者がサービス利用期間中であっても、利用を中止する事ができます。その場合は、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

(2)サービスの終了

当事業所のやむをえない事情によりサービスを終了させていただく場合は、終了する1ヶ月前までに文書でご連絡いたします。

6 事故発生時・緊急時等の対応

サービス提供時において事故が発生した場合、病状の急変が生じた場合等には、主治医への連絡を行う等の必要な処置を行うと同時に、御家族・介護支援専門員等に至急連絡し、状況の説明と対応について協議をさせていただきます。

7 非常災害時の対策

当事業所は非常災害に備えるため、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、避難、救出その他必要な訓練を定期的に実施しています。

8 密密の保持

サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密、及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏洩することはありません。あらかじめ文書により利用者の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報は用いません。

9 虐待防止のための対応

当事業所では、虐待の発生またはその再発を防止するため、虐待防止の指針を整備します。また、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について、職員に周知徹底します。さらに定期的に虐待防止のための研修を実施します。

10 衛生管理

当事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、医薬品及び医療機器の管理を適正に行います。

また、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずると共に、必要に応じて保健所等と密接な連携を保ちます。

11 その他

- ・短期入所生活介護は、家庭生活の延長という位置付けではありますが、他利用者との共同生活を過ごしていただく上で、当事業所の最低限の規則を守っていただき、皆様がお互いに快適な生活を過ごせますよう、ご協力をお願いいたします
- ・面会時間は、基本的には午後2時から7時までとさせていただきます（緊急時等やむを得ない場合は除きます）。日曜日に関しては、安全面等を考慮し玄関（出入口）を施錠させていただいております。御用の方は、玄関横のインターホンにて呼び出してください
- ・敷地内禁煙にご協力ください
- ・利用中は、禁酒です
- ・夜間帯の職員配置は、介護職員一人で対応させていただきます
- ・利用時の持ち物（着替え、薬等）は、別紙を参照してください
- ・持ち物には名前等を明記し、紛失が起こらないようご協力下さい
- ・紛失・盗難防止の為、利用時に貴重品・現金等は、お持ち込みにならぬようご協力をお願いいたします（やむを得ない場合は、原則自己管理とさせていただき、紛失等の責任は負いません）
- ・利用者の行動・言動等により、事業者やその従業者、または他の利用者に対して著しい不快、迷惑等を与える場合には介護支援専門員等と協議の上、利用を中止していただく場合がありますので、ご承知下さい
- ・当事業所は、生活介護の短期入所施設ですので、医療度の高い利用希望者、あるいは利用中に医療が必要と判断させていただいた場合には、介護支援専門員等と協議の上、短期入所療養介護施設や病院の医療機関等を紹介させていただき、退所を勧めることもあります
- ・利用前の体調不良の相談等は、原則として主治医（かかりつけ医）へお願いいたします
- ・利用前、体調不良等の状態変化がある場合には、主治医等の医療機関を受診し、安定した状態であることを確認させていただいた上で、利用開始とさせていただきます
- ・利用者の夜間帯の急変時等には、状態・状況に適切に対応し、医療機関へ搬送いたします
- ・入退所時間、送迎方法等には、可能な限り利用者の希望にそえるように努力いたしますが、土・日曜または時間帯によっては施設送迎等、希望にそえない場合もあります
- ・当事業所は、介護保険法令に従い原則として身体拘束をいたしません。やむを得ない場合には、ご家族と協議の上検討させていただきます
- ・利用中の衣類の洗濯は、基本的には利用者家族の方にお願いします（必要に応じて来所していただき、清潔な衣類と交換していただくようお願いいたします）。長期入所、家庭の事情等で来所出来ない場合にはご相談下さい
- ・短期入所施設での生活は、基本的には家庭生活の延長と位置付けられていますので、施設外への移動（受診・買い物等）は、ご家族にて対応をお願いいたします
- ・誤薬等の予防の為、服用薬への名前記入、分包にご協力をお願いします（薬局にて依頼すると分包をしてくれます）
- ・感染症（新型コロナウイルス、ノロウイルス、インフルエンザ等）の流行時期等には、感染拡大を最小限に抑えるための対応策を講じますのでご理解・ご協力のほどお願いいたします。インフルエンザ等流行時期には、予防接種にご協力下さい

12 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情の窓口

恵信りほくケアセンター		杉田 隆信
電話	0551-28-8850	AM9:00～PM5:00
市町村、介護保険苦情・相談窓口		
甲斐市	長寿推進課	055-278-1693
甲府市	長寿介護課	055-237-5473
韮崎市	長寿介護課	0551-23-4313
北杜市	介護支援課	0551-42-1333
南アルプス市	介護福祉課	055-282-6179
山梨県国民健康保険団体連合会 介護保険相談窓口		055-233-9201

令和7年4月1日現在

----- 恵信りほくケアセンター（介護予防）短期入所生活 利用同意書 -----

恵信りほくケアセンター（介護予防）短期入所生活介護を利用するにあたり、恵信りほくケアセンター（介護予防）短期入所生活介護 契約書ならびに重要事項説明書を受領し、担当者による説明を受け、サービス内容、料金、秘密の保持、その他の内容を十分理解した上で、同意いたします。

令和 年 月 日

〈利用者〉

住 所 :

氏 名 :

印

〈代理人〉

(利用者との関係:)

住 所 :

氏 名 :

印

恵信りほくケアセンター（介護予防）短期入所生活介護

管理者 毛利 成昭 殿

